

(仮称)大滝山風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第20条第1項に基づく意見

1 総括的事項

- (1) 本事業は、猪苗代町大滝山の稜線上に、大規模な風力発電所を設置するものであり、対象事業実施区域周辺には、ブナ、ミズナラ等の自然林が分布し、区域内には緑の回廊の指定を受けた国有林(「会津山地緑の回廊」、「日光・吾妻山地緑の回廊」)が含まれることから、それらの自然環境の保全に十分配慮した事業とすること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には住宅が点在することから、最新の環境対策や施工方法、防災対策等により、事業の実施による環境への影響を最大限低減すること。
- (3) 環境影響評価図書は、縦覧により一般に公開されることから、平易な表現や図の活用により、分かり易い内容となるよう工夫するとともに、縦覧期間終了後もインターネットなどでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (4) 「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(資源エネルギー庁、2021年4月改訂。以下、「ガイドライン」という。)等を踏まえ、自治体及び対象事業実施区域周辺の住民等に対し、事業による環境への影響について丁寧かつ十分な説明に努め、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応し、地域住民に十分配慮した事業計画とすること。
- (5) 対象事業実施区域周辺で新たに計画される事業の環境影響評価において、累積的な影響の検討を行う上で、本事業に係る情報を求められた場合、必要に応じて提供すること。
- (6) 長期に亘って発電施設を稼働させることから、固定価格買取制度(FIT)等による事業収益を踏まえ、事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画すること。
- (7) 環境影響評価書(以下、「評価書」という。)で示される事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえた環境保全措置を講じると共に、事後調査結果と環境保全措置の内容を適切に公表すること。
また、事後調査結果の分析及び環境保全措置は、必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、検討すること。

2 大気環境について

風力発電機等を、相馬港及び小名浜港から対象事業実施区域まで輸送する計画であることから、建設機械や輸送車両から発生する窒素酸化物、粉じん等が周辺に存在する住宅や学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設周辺の生活環境の保全に支障を及ぼさないよう、環境保全措置を徹底すること。

3 騒音・振動について

- (1) 対象事業実施区域東2 kmの郡山熱海石筵ふれあい牧場については、郡山市の畜産振興基地となっており、多くの優良牛を飼養している。さらに乗馬用の馬や綿羊、日本鶏なども飼養している。また、石筵地区は酪農家も多く、乳牛の飼養頭数も多い。このため、家畜に対する超低周波音の影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- (2) 「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、平成25年）において、風力発電設備の騒音が予測された値よりも大きい事例や、1 km以上離れた住宅から騒音の苦情がある事例が示されており、対象事業実施区域北約1 kmの地点に集落が存在することから、当該集落周辺で風力発電所供用開始後に騒音及び超低周波音の事後調査実施を検討すること。
- (3) 騒音及び低周波音の感じ方には個人差があり、住宅等の立地環境や住民の居住環境も異なることから、本事業の工事及び供用により周辺住民の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

4 水環境について

- (1) 対象事業実施区域北約2 kmに達沢水源が存在し、東には上水道水源である深沢川が存在することから、工事に伴う濁水の影響を防止するため、工事車両等のタイヤ洗浄及び仮設沈砂池の設置等により、河川への影響を低減すること。
- (2) 発電所供用後に場内から発生する濁水の影響を低減するため、沈砂池の詳細設計に際し、環境影響評価結果に基づき、十分な容積を確保すること。
また、沈砂池及び場内排水設備等の点検や定期的な浚渫等の管理を徹底し、周辺河川への濁水の影響を低減すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺は、水源かん養保安林が存在することから、地下水等への影響を低減又は回避できるよう環境保全措置を講じること。

5 地形・地盤について

- (1) 風力発電機等の設置に伴う、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるとともに、環境影響評価結果を踏まえ、軟弱な地盤、断層の分布範囲を避けること。

また、工事計画の検討に際しては、関係機関の指導に従い、本事業に起因する事故・災害を防止すること。

- (2) 土砂災害を防止するため、資材及び土砂等の一時保管に当たっては、平坦な土地を利用し、盛り土等により造成された土地で保管を行わないこと。
- (3) 林道は構造上、路面洗堀及び法面崩落が発生しやすいことから、林道敷地への送電線埋設を避けること。また、立木伐採や木材搬出の支障となることから、林道敷地での架線による送電を避けること。(ただし、林道敷の土地所有者が土地利用を認め、土地所有者と当該風力事業者において、適正に管理できる場合を除く。)

6 風車の影について

風力発電機の影の影響は個人差があるため、発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、必要に応じて、住宅に遮光カーテン等の設置及び運転制限を掛ける等の追加の環境保全措置を講じること。

7 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域では重要な植物の種であるイチイやエゾノヨツバムグラの生育が確認されており、事業に伴う土地の改変により、生育環境に影響が生じると評価されていることから、改変場所の変更等を検討し、可能な限り影響の低減及び回避を図ること。
- (2) 対象事業実施区域一帯は、希少な動植物に加え、ツキノワグマ等の大型哺乳類の生息・生育基盤となっていることが予想される。このため、対象事業実施区域を管轄する森林管理署等の関係機関と協議の上、風力発電機の配置や管理道路等の設置方法を検討し、動物の繁殖及び移動等に係る緑の回廊の機能の維持を図り、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。また、その内容を評価書に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息及び繁殖が確認されていることから、森林の伐採や土地の改変の際は動物の繁殖時期を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮等、現地調査の結果を事業計画に反映したうえで、準備書(以下、「準備書」という。)で述べられている環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。
- (4) 対象事業実施区域において、希少な猛禽類やコウモリ類の生息が確認されていることから、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、コウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の対策について検討すること。

(5) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないよう施工計画を検討すること。なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう在来植物種の採用を優先して検討すること。

8 景観・人と自然との触れあいの活動の場について

対象事業実施区域周辺は猪苗代湖や磐梯山等の観光資源が存在し、安達太良山への登山道等からも視認可能であることから、準備書で述べられている環境保全措置を確実に実施し、景観への影響を低減すること。

9 廃棄物等について

- (1) 事業に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正な処理を行うこと。また、事業計画の詳細を検討する際に、廃棄物処理法を所管する県地方振興局等の指導を受けること。
- (2) 廃棄物を事業場内外で一時的に保管する場合は、関係法令に基づき、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により流出や地下浸透しないよう適切に行うこと。なお、保管場所は平坦な土地から選定し、盛り土等により造成された土地で保管を行わないこと。
- (3) 事業終了後に多量の廃棄物発生が見込まれることから、廃棄等の費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）、廃棄物発生量、処分方法を検討し、廃棄物処理に係る計画を策定すること。

10 放射線の量について

- (1) 事業の実施に先立ち、対象事業実施区域内の複数地点において空間線量等を測定して、施工上の安全を確認すること。

また、調査の結果、高い放射線量が確認された場合は、事業の実施により放射性物質を含む土壌や廃棄物が対象事業実施区域の周辺に拡散・流出を防止する環境保全措置を講じること。

なお、環境保全措置については、「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（平成27年、環境省）等を参考に、放射性物質を含む粉じんの発生、降雨による放射性物質を含む表土の流出、高濃度の放射性物質を含む濁水の発生及び廃棄物の発生を可能な限り抑制するよう、十分に検討すること。

- (2) 工事に伴い、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物及び土壌（沈砂池の浚渫に伴う土壌を含む）が発生した場合の処理計画について、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき検討すること。

11 電波障害について

風力発電所の供用開始に伴い、対象事業実施区域周辺の電波環境に予期しない影響が及ぶ可能性に留意し、影響が発生する場合は追加の環境保全措置を検討すること。

12 その他

- (1) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例を踏まえ、発電所稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、環境回復措置等について十分に検討すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺の農林観光業等に影響を及ぼすことがないよう、本意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。

(参考) 事業概要について

- 1 事業者 JR東日本エネルギー開発株式会社
磐栄運送株式会社
- 2 事業の名称 (仮称) 大滝山風力発電事業
- 3 事業の種類 風力発電所の設置の工事業
- 4 事業の規模 136,000キロワット
- 5 関係市町村 郡山市、猪苗代町